

Ⅲ 地域包括支援センターの設置

日常生活圏域において、次の基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として設置します。

- ①介護予防マネジメント：介護予防事業および新予防給付のケアマネジメント
- ②総合的な窓口機能：介護保険外のサービスを含む高齢者や家族への相談支援
- ③権利擁護事業：高齢者の虐待防止・早期発見および権利擁護事業の実施
- ④包括的・継続的支援事業：支援困難ケースへの対応、ケアマネージャー支援

地域包括支援センターは、「能代地域」では直営、「二ツ井地域」では委託により設置します。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）の構造

